

最低制限価格制度の概要

制度の趣旨

この制度は、室蘭市が工事に係る測量、設計、調査業務について、契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けるものです。

対象となる工事に係る委託

予定価格が50万円を超えるもの

最低制限価格の設定

予定価格の10分の6から10分の8.1までの範囲内で、次に掲げる額の合計額とします。ただし、測量業務については予定価格の10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務については、予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内とします。**※従前は8**

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測量業務 | ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 ※従前は4.8 |
| 建築設計業務 | ア 直接人件費の額 イ 特別経費の額 ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 |
| 土木設計業務 | ア 直接原価の額 イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額 ※従前は4.8 |
| 地質調査業務 | ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 ※従前は4.8 |
| 補償調査業務 | ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額 ※従前は4.5 |

○最低制限価格の記載

対象工事に係る委託について、最低制限価格を設ける場合の入札参加者への周知は一般競争入札においては公告により行います。